生活(せいかつ)や仕事(しごと)のお知(し)らせ①

※2020年(ねん)5月(がつ)20日(にち)の情報(じょうほう)です

もらえる

全員(ぜんいん) ※4月(がつ)27日(にち)に住民基本台帳(じゅうみんきほんだいちょう)に載(の)っている人(ひと)	特別定額給付金(とくべつていがくきゅうふきん)	○1人(ひとり)100,000円(えん)もらえます。 ※ 郵送(ゆうそう)かオンラインで申(もう)し込(こ)みます。 ※ DVで逃(に)げている人(ひと)は相談(そうだん)してください。 ※ 4月(がつ)27日(にち)より前(まえ)に載(の)っていた人は在留資格(ざいりゅうしかく)を変(か)えたらもらえるかもしれません。	○豊中市(とよなかし)特別定額給付金(とくべつていがくきゅうふきん)コールセンター TEL：06-6151-5181 時間(じかん)：9:00-17:00 ※ 土日祝(どにちしゅく)はお休(やす)み
収入(しゅうにゅう)が減(へ)った。家賃(やちん)が払(はら)えない。	住居確保給付金(じゅうきょかくほきゅうふきん)	○家賃(やちん)を払(はら)ってくれます。3か月(げつ)［一番(いちばん)長(なが)い人(ひと)は9か月(げつ)］ ※ 仕事(しごと)をしたい人(ひと)だけです	○豊中市(とよなかし)くらし再建(さいけん)パーソナル TEL：06-6858-5075 時間(じかん)：9:00-17:00 ※ 予約(よやく)してください ※ 土日祝(どにちしゅく)はお休(やす)み
子育(こそだ)てのお金(かね)が大変(たいへん)	臨時特別給付金(りんじとくべつきゅうふきん)	○児童手当(じどうてあて)をもらっている人(ひと)は子(こ)ども一人(ひとり)に10,000円(えん)もらえます。申(もう)し込(こ)みはいりません。	
	豊中市子育て世帯生活支援特別給付金(とよなかしこそだてせたい せいかつしえん とくべつきゅうふきん)	○児童扶養手当(じどうふようてあて)をもらっている人(ひと)は一世帯(ひとせたい)に50,000円(えん)もらえます。 ○児童手当(じどうてあて)をもらっている人(ひと)は、家族(かぞく)の人数(にんずう)と収入(しゅうにゅう)でもらえるかどうか決(き)まります。一世帯(ひとせたい)に50,000円(えん)です。 ※ 申(もう)し込(こ)みはいりません。5月(がつ)20日(はつか)に振(ふ)り込(こ)まれます。	○豊中市役所(とよなかしやくしょ)子育(こそだ)て給付課(きゅうふか) TEL：06-6858-2329 時間(じかん)：9:00-17:15 ※ 土日祝(どにちしゅく)はお休(やす)み
	小学校休業等対応支援金(しょうがっこうきゅうぎょうとうたいおうしえんきん)	○個人(こじん)で仕事(しごと)をしている人(ひと)で、小学校(しょうがっこう)などがお休(やす)みになって、子(こ)どもの世話(せわ)をするために、契約(けいやく)した仕事(しごと)ができなくなった保護者(ほごしゃ) 1日(いちにち)で4,100円(えん)もらえます。	○学校等休業助成金・支援金等相談(がっこうとうきゅうぎょうじょせいきん・しえんきんとうそうだん)コールセンター TEL：0120-60-3999 時間(じかん)：9:00-21:00
仕事(しごと)を休(やす)む	傷病手当金(しょうびょうてあてきん)	○病気(びょうき)やケガで仕事(しごと)を4日(よっか)以上(いじょう)休(やす)む時(とき)、お金(かね)をもらえます。新型(しんがた)コロナウイルスにかかって休(やす)むときも、もらえます。仕事(しごと)でけがをしたときは入(はい)りません。	○会社(かいしゃ)の健康保険(けんこうほけん)の連絡先(れんらくさき)に相談(そうだん)してください。
	休業手当(きゅうぎょう てあて)	○会社(かいしゃ)から「休(やす)んでください」と言(い)われたとき、休(やす)みの日(ひ)も平均賃金(へいきんちんぎん)の60%以上(いじょう)のお金(かね)をもらえます。	○大阪府(おおさかふ)労働基準部監督課(ろうどうきじゅんぶかんとくか) TEL：06−6949−6490 時間(じかん)：8:30−17:15

とよなか国際交流協会(こくさいこうりゅうきょうかい) TEL ： 06－6843－4343 Mail ： atoms@a.zaq.jp

生活(せいかつ)や仕事(しごと)のお知(し)らせ②

※2020年(ねん)5月(がつ)20日(にち)の情報(じょうほう)です

かりる

収入(しゅうにゅう)が減(へ)った。生活(せいかつ)が苦(くる)しい

緊急小口資金特例貸付(きんきゅうこぐちしきん とくれいかしつけ)

〇10万円(じゅうまんえん)まで借(か)りることができます。
2年以内(にねんいない)にお金(かね)を返(かえ)します。利子(りし)はありません。
※ 特(とく)に必要(ひつよう)な人(ひと)は20万円(にじゅうまんえん)まで借(か)りることができます。

総合支援資金特例貸付(きんきゅうこぐちしきん とくれいかしつけ)

〇家族(かぞく)が2人(ふたり)より多(おお)い人(ひと)は1か月(いっかげつ)に20万円(にじゅうまんえん)、一人(ひとり)の人(ひと)は一か月(いっかげつ)に15万円(じゅうごまんえん)借(か)りることができます。3か月(げつ)まで借(か)りれます。10年以内(ねんいない)にお金(かね)を返(かえ)します。利子(りし)はありません。

豊中市(とよなかし)
社会福祉協議会(しゃかいふくしきょうぎかい)

TEL：06-6848-1313
時間(じかん)：9:00-17:15
※予約(よやく)してください
※土日祝(どにちしゅく)はお休(やす)み

まってもらう

保険料(ほけんりょう)を払(はら)えない

保険料(ほけんりょう)を払(はら)えない

豊中市役所(とよなかしやくしょ)保険収納課(ほけんしゅうのうか) で相談(そうだん)してください
TEL ： 06-6858-2306

税金(ぜいきん)を払(はら)えない

税金(ぜいきん)を払(はら)えない

豊中市役所(とよなかしやくしょ)債権監理課(さいけんかんりか) で相談(そうだん)してください
TEL ： 06-6858-2306

水道(すいどう)、電気(でんき)、ガス(がす)のお金(かね)を払(はら)えない

水道(すいどう)

上下水道局(じょうげすいどうきょく)お客(きゃく)さまセンター窓口課(まどぐちか)
TEL ： 06-6858-3681　　時間(じかん)： 8:45-17:15

電気(でんき)

関西電力(かんさいでんりょく)コールセンター　　平日(へいじつ)9:00-18:00
【電気料金(でんきりょうきん)】:0800-777-8810　【ガス料金(がすりょうきん)】:0800-777-7109

ガス

大阪ガス(おおさかがす)　　TEL： 0120-078-071
時間(じかん)： 平日(へいじつ)9:00-19:00　日曜日(にちようび)、祝日(しゅくじつ)9:00-17:00

住宅(じゅうたく)ローンを払(はら)えない

緊急小口資金特例貸付(きんきゅうこぐちしきん とくれいかしつけ)

お金(かね)を借(か)りた金融機関(きんゆうきかん)に相談(そうだん)してください。
金融庁(きんゆうちょう)相談(そうだん)ダイヤルでもいいです。
TEL：0120-156811　　時間(じかん)：10:00-17:00　　※土日祝(どにちしゅく)はお休(やす)み。

学生

大学(だいがく)とかの授業料(じゅぎょうりょう)を払(はら)えない

高等教育修学支援制度(こうとうきょういくしゅうがくしえんせいど)

〇授業料(じゅぎょうりょう)が安(やす)くなったり、なくなったりします。
給付金(きゅうふきん)がもらえます。

日本学生支援機構(にほん がくせい しえんきこう)
TEL：0570-666-301 ※土日祝(どにちしゅく)はお休(やす)み
時間(じかん)：9:00-20:00
※学校(がっこう)や大学(だいがく)の先生(せんせい)にも相談(そうだん)してください。

どうやっても生活(せいかつ)できない

生活保護(せいかつほご)

〇もらえるかどうか、いくらもらえるか、相談(そうだん)してください。

豊中市(とよなかし)福祉事務所(ふくしじむしょ)で相談(そうだん)してください。　TEL：06-6858-2245

とよなか国際交流協会(こくさいこうりゅうきょうかい)　TEL ： 06－6843－4343　Mail ： atoms@a.zaq.jp

お店(みせ)や会社(かいしゃ)を経営(けいえい)している人(ひと)へ　※2020年(ねん)5月(がつ)20日(にち)の情報(じょうほう)です

もらえる

売上(うりあげ)が減(へ)った。	持続化給付金 (じぞくか　きゅうふきん)	○新型(しんがた)コロナウイルスのせいで、売上(うりあげ)が50%以下(いか)になったお店(みせ)や会社(かいしゃ)、個人事業者(こじんじぎょうしゃ)。 ※ 法人(ほうじん)は～2,000,000円(えん) 個人(こじん)は～1,000,000円(えん)もらえます。	中小企業(ちゅうしょうきぎょう) 金融(きんゆう)・給付金(きゅうふきん) 相談窓口(そうだんまどぐち) TEL：0570-783183 時間(じかん)：9：00～19：00
	休業要請支援金 (きゅうぎょうようせいしえんきん)	○大阪府(おおさかふ)の「施設(しせつ)の使用制限(しようせいげん)の要請等(ようせいとう)」を受(う)けて、施設(しせつ)をお休(やす)みにしている事業者(じぎょうしゃ) ※ 去年(きょねん)の同(おな)じ月(つき)より売上(うりあげ)が50%以上(いじょう)減(へ)った事業者(じぎょうしゃ)。 ※ 支援金(しえんきん)は1回(かい)だけです。 ～ 中小企業(ちゅうしょうきぎょう)　1,000,000円(えん) ～ 個人事業主(こじんじぎょうぬし)　500,000円(えん)	大阪府(おおさかふ) 休業要請支援金(きゅうぎょうようせいしえんきん)相談(そうだん)コールセンター TEL：06-6210-9525
	豊中市小規模事業者応援金 (とよなかししょうきぼじぎょうしゃおうえんきん)	○従業員(じゅうぎょういん)が5人以下(にんいか)で、店(時間(じかん)を短(みじか)くしたり店(みせ)に入(はい)れる人(ひと)の数(かず)を減(へ)らしたりしていて、4月(がつ)の売上(うりあげ)が1年前(ねんまえ)と比(くら)べて50%以上(いじょう)減(へ)った事業者(じぎょうしゃ)。 休業要請支援金(きゅうぎょうようせいしえんきん)を一緒(いっしょ)にもらうことはできません ※　200,000円(えん)もらえます。 ※　申込(もうしこみ)は6月(がつ)30日(にち)までです。	豊中市　産業振興課(とよなかし　さんぎょうしんこうか) TEL：06-6151-2070
売上(うりあげ)が減(へ)った。従業員(じゅうぎょういん)に休(やす)んでもらう	雇用調整助成金 (こようちょうせいじょせいきん)	○売上(うりあげ)が減(へ)って、従業員(じゅうぎょういん)に休(やす)んでもらうとき、休業手当(きゅうぎょうてあて)の一部(いちぶ)についてお金(かね)がもらえます。 ※　一定(いってい)の要件(ようけん)を満(み)たせば、全額(ぜんがく)もらえます。	大阪府労働局助成金(おおさかふろうどうきょくじょせいきん)センター TEL：06-7669-8900
子(こ)どもの世話(せわ)で、従業員(じゅうぎょういん)が休(やす)む	小学校休業等対応助成金 (しょうがっこうきゅうぎょうとうたいおういじょせいきん)	○小学校(しょうがっこう)などがお休(やす)みになって、子(こ)どもの世話(せわ)をするために、年次有給休暇(ねんじゆうきゅうきゅうか)と別(べつ)の有給休暇(ゆうきゅうきゅうか)をあげた事業者(じぎょうしゃ)に助成金(じょせいきん)を渡(わた)します。	学校等休業助成金・支援金等相談(がっこうとうきゅうぎょうじょせいきん・しえんきんとうそうだん)コールセンター TEL：0120-60-3999 時間(じかん)：9:00-21:00
マスクや消毒液(しょうどくえき)、テイクアウトの容器(ようき)を買(か)った	豊中市産業活動助成金 (とよなかしさんぎょうかつどうじょせいきん)	○飲食店(いんしょくてん)やマッサージなど、長(なが)い時間(じかん)、人(ひと)と一緒(いっしょ)にいたり、触(ふ)れたりする事業者(じぎょうしゃ)はお金(かね)がもらえます。 ※　30,000円(えん)もらえます。 ※　申込(もうしこみ)は7月(がつ)31日(にち)までです。	豊中市　産業振興課(とよなかし　さんぎょうしんこうか) TEL：06-6151-2070

とよなか国際交流協会(こくさいこうりゅうきょうかい)　TEL　：　06－6843－4343　　Mail　：　atoms@a.zaq.jp

お店(みせ)や会社(かいしゃ)を経営(けいえい)している人(ひと)へ　※2020年(ねん)5月(がつ)20日(にち)の情報(じょうほう)です

かりる	お金(かね)を借(か)りたい	実質無利子無担保融資(じっしつむりしむたんぽゆうし)	○新型(しんがた)コロナウイルス感染症特別貸付(かんせんしょうとくべつかしつけ)について、コロナウイルスのせいで、売上(うりあげ)が5%減(へ)ったお店(みせ)や会社(かいしゃ)、個人事業者(こじんじぎょうしゃ)はお金(かね)を借(か)りることができます。 ※　担保(たんぽ)はいりません。利子(りし)はありません。 ※　特別利子補給制度(とくべつりしほきゅうせいど)とセットです。	日本政策金融公庫(にほんせいさくきんゆうこうこ) 【平日(へいじつ)】 ⇒事業資金(じぎょうしきん)相談(そうだん)ダイヤル TEL：0120-154-505 【土日祝(どにちしゅく)】 ⇒[国民生活事業(こくみんせいかつじぎょう)]　TEL：0120-112476 ⇒[中小企業事業(ちゅうしょうきぎょうじぎょう)]　TEL：0120-327790
まつ	税金(ぜいきん)を払(はら)えない	税金(ぜいきん)について	○去年(きょねん)の同(おな)じ月(つき)より、売上(うりあげ)が20%以上(いじょう)減(へ)った事業者(じぎょうしゃ)は税金(ぜいきん)の支払(しはら)いを待(ま)ってもらえます。固定資産税(こていしさんぜい)は減(へ)るかもしれません。	豊能税務署(とよのぜいむしょ) TEL：072-751-2441

在留資格(ざいりゅうしかく)について

※2020年(ねん)5月(がつ)20日(にち)の情報(じょうほう)です。情報(じょうほう)は変(か)わるかもしれません。
※手続(てつづ)きが必要(ひつよう)かどうか、必(かなら)ず、詳(くわ)しい人(ひと)か入管(にゅうかん)に聞(き)いてください。

【出入国在留管理庁(しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう)】
外国人在留総合(がいこくじんざいりゅうそうごう)インフォメーションセンター　：　TEL　0570－013904　　Mail　：　info-tokyo@i.moj.go.jp（日本語、English）

子(こ)どもが生(う)まれた	出生届(しゅっしょうとどけ)	○赤(あか)ちゃんが、2020年1月(がつ)31日(にち)から6月(がつ)30日(にち)の間(あいだ)に、生(う)まれた人は急(いそ)いで入管(にゅうかん)に書類(しょるい)を出(だ)さなくていいです。生(う)まれてから「61日目(にちめ)＋3か月(げつ)」までに、入管(にゅうかん)に書類(しょるい)を出(だ)してください。
ワーキングホリデー	ワーキング・ホリデー	○ワーキングホリデーで日本(にほん)に来(き)て、帰国(きこく)できない人(ひと)は、ワーキングホリデーを続(つづ)けることができます。

とよなか国際交流協会(こくさいこうりゅうきょうかい)　TEL　：　06－6843－4343　　Mail　：　atoms@a.zaq.jp

在留資格(ざいりゅうしかく)について

※2020年(ねん)5月(がつ)20日(にち)の情報(じょうほう)です。情報(じょうほう)は変(か)わるかもしれません。
※手続(てつづ)きが必要(ひつよう)かどうか、必(かなら)ず、詳(くわ)しい人(ひと)か入管(にゅうかん)に聞(き)いてください。

【出入国在留管理庁(しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう)】
外国人在留総合(がいこくじんざいりゅうそうごう)インフォメーションセンター ： TEL 0570－013904 Mail ： info-tokyo@i.moj.go.jp（日本語、English）

在留期限(ざいりゅうきげん)がくる	在留資格(ざいりゅうしかく)の更新(こうしん)	○「在 留(ざいりゅう)カード」の在留期限(ざいりゅうきげん)が、2020年(ねん)3月(がつ)1日(にち)から7月(がつ)31日(にち)までの人(ひと)で、もっと長(なが)く日本(にほん)にいたい人(ひと)は、在留期限(ざいりゅうきげん)から3か月(げつ)が過(す)ぎる日(ひ)までに、入管(にゅうかん)に行(い)って、書類(しょるい)を出(だ)すことができます。 ※ 特定活動(とくていかつどう)［出国準備期間(しゅっこくじゅんびきかん)］の人(ひと)は在留期限(ざいりゅうきげん)までに入管(にゅうかん)に行(い)ってください。
		○在留資格(ざいりゅうしかく)の変更(へんこう)や在留期間(ざいりゅうきかん)の更新(こうしん)の手続(てつづ)きをしている人(ひと)は、いつもは在留期限(ざいりゅうきげん)から2か月後(げつご)までに結果(けっか)を 受(う)け取(と)らなければいけません。今(いま)は在留期限(ざいりゅうきげん)から3か月後(げつご)までに結果(けっか)を受(う)け取(と)ればいいです。
留学生(りゅうがくせい)	帰国(きこく)できない	○1月(がつ)1日(ついたち)より後(あと)に卒業(そつぎょう)して、帰国(きこく)できない人(ひと)は特定活動(とくていかつどう)（6か月(げつ)）の在留資格(ざいりゅうしかく)がもらえます。週(しゅう)28時間(じかん)のアルバイトができます。
技能実習生(ぎのうじっしゅうせい)	技能実習(ぎのうじっしゅう)	○技能実習生(ぎのうじっしゅうせい)で、帰国(きこく)できない人(ひと)は、技能実習(ぎのうじっしゅう)を続(つづ)けることができます。ほかの職場(しょくば)で、特定活動(とくていかつどう)（6か月(げつ)）で働(はたら)くこともできます。
		○技能実習生(ぎのうじっしゅうせい)で、帰国(きこく)できないけど、働(はたら)きたくない人(ひと)は特定活動(とくていかつどう)（6か月(げつ)）の在留資格(ざいりゅうしかく)がもらえます。
		○技能実習生(ぎのうじっしゅうせい)で、技能検定等(ぎのうけんていとう)の受験(じゅけん)ができない人(ひと)、特定技能(とくていぎのう)1号(ごう)への準備中(じゅんびちゅう)の人(ひと)は「特定活動(とくていかつどう)［4か月(げつ)、就労可(しゅうろうか)］」に変更(へんこう)できます。
仕事(しごと)がなくなった、解雇(かいこ)された、休(やす)みが多(おお)い	働(はたら)いている人(ひと)	○新型(しんがた)コロナウイルスの影響(えいきょう)で、雇用先(こようさき)から解雇(かいこ)や雇止(やといど)めされたり、待機(たいき)するように言(い)われたり、働(はたら)く日(ひ)や時間(じかん)を減(へ)らされた人(ひと)も、今(いま)の在留資格(ざいりゅうしかく)で日本(にほん)にいることができます。また、もっと働(はたら)きたい人(ひと)は資格外活動(しかくがいかつどう)の許可(きょか)があれば働(はたら)くことができます。 ○今(いま)の在留期間(ざいりゅうしかく)が終(お)わっても、在留資格(ざいりゅうしかく)「特定活動(とくていかつどう)」に変(か)えて仕事(しごと)をすることができます。
帰国(きこく)できない	在留資格(ざいりゅうしかく)の変更(へんこう)	○特定活動(とくていかつどう)（6か月(げつ)）の在留資格(ざいりゅうしかく)がもらえます。

とよなか国際交流協会(こくさいこうりゅうきょうかい) TEL ： **06－6843－4343** Mail ： atoms@a.zaq.jp